

福井市学童保育利用支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年福井市条例第32号)に基づいて実施されている放課後児童クラブ(以下「学童保育」という。)を利用する児童の保護者の経済的な負担を軽減するため、予算の範囲内において保護者負担金の一部を助成する福井市学童保育利用支援事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童クラブ 福井市内の児童館及びげんキッズ育成事業を行っている施設(以下「児童館等」という。)のほか、小学校の余裕教室や保育所、地域の集会所等公共的な施設、継続的に使用できる民間の施設等を活用して児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う場所
- (2) 利用者 学童保育を利用している者

(助成対象者)

第3条 学童保育の利用に係る利用料の軽減の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、学童保育を利用する児童の保護者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者であること。
 - (2) その属する世帯の構成員の全てが、地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)が所得割非課税の者であること。
 - (3) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)の規定により児童扶養手当を受給していること。
 - (4) 福井市ひとり親家庭等の医療費等の助成に関する条例(平成8年福井市条例第24号)の規定により医療費等の一部の助成を受けていること。
 - (5) 前各号に掲げる要件と同等の経済状況にあると市長が認める者であること。
- 2 前項第2号の所得割非課税の者について、要件を審査する際の基準日は次のとおりとする。
- (1) 4月1日から7月31日までの利用 助成対象となる年度の前年度課税状況
 - (2) 8月1日から翌年3月31日までの利用 助成対象となる年度の当該年度課税状況

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、学童保育事業者に支払った月額利用料の2分の1の額とする。ただし、利用者1人につき1月当たり2,500円を上限とする。

(助成金の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、助成対象となる年度の末日までに福井市学童保育利用者利用料助成申請書(様式第1号)に市長が必要であると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、電子情報処理組織(市長の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と申請をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。

- 3 前項の規定により行われた申請は、第1項に規定する様式により行われたものとみなして、当該申請に関する規定を適用する。
- 4 第2項の規定により行われた申請は、同項の市長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に市長に到達したものとみなす。

(助成金の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときはその内容を審査し、助成対象者であることを承認し、又は承認しないこととしたときは、福井市学童保育利用者利用料助成承認(不承認)通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により承認した者に対し、助成金を交付するものとする。

(承認の種類の変更)

- 第7条 承認助成対象者は、その承認に係る事由(第3条第1項各号のいずれに該当するかの別をいう。)に変更が生じたときは、遅滞なく、福井市学童保育利用者利用料助成事由変更届出書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(承認の取消しの申出)

- 第8条 承認助成対象者は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、福井市学童保育利用者利用料助成承認取消申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。
- (1) 承認助成対象者が第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、承認助成対象者に係る利用料の軽減を必要としなくなったとき。

(承認の取消し)

- 第9条 市長は、前条の規定による承認の取消しの申出があった場合のほか、承認助成対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、その承認を取り消すことができる。
- (1) 第3条第1項各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 承認助成対象者の利用料の軽減に関し、虚偽の申出その他不正な行為があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、福井市学童保育利用者利用料助成承認取消通知書(様式第5号)により当該助成承認を受けた者の保護者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前2項の規定により承認の取り消しを受けた者に対し、助成金の返還を求めることができる。

(雑則)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付決定した助成金については、同日後も効力を有する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年8月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

福井市学童保育利用者利用料助成申請書

年 月 日

福井市長 あて

住 所

申請者
(保護者) 氏 名
連絡先

学童保育利用者利用料の助成を受けたいので、福井市学童保育利用支援事業実施要綱第5条の規定により申請します。

なお、審査に必要な世帯構成及び世帯員の生活保護受給状況、世帯の構成員全ての市町村民税の課税状況、児童扶養手当受給状況並びにひとり親家庭等医療費等助成状況、その他必要な事項を関係機関に照会することについて承諾します。

フリガナ				生年月日	
児童の氏名 (利用者)					
通学している 小学校名	小学校			学 年	学年
利用している 学童保育名					
申請理由 (該当する番号に「○」をつけてください)	1. 生活保護受給世帯				
	2. 市町村民税所得割非課税世帯（世帯員の氏名等をご記入ください）				
	氏名		性別	生年月日	
3. 児童扶養手当受給世帯					
4. ひとり親家庭等の医療費等の一部助成を受けている世帯					
5. その他（ ）					
振込先	金融機関名			支店等名	
	預金の種別	☐ 普通 ☐ 当座		口座番号	
	フリガナ				
	口座名義人				

同意書

年 月 日

住 所
申請者
(保護者) 氏 名
連絡先

次のことについて、同意の有無をチェックしてください。

学童保育利用料の支払い状況について、利用している学童保育事業者を確認すること

- ☐ 同意する
- ☐ 同意しない

なお、同意しない場合、別に通知する期限内に利用料領収書を提出していただくことになります。利用料領収書については、日付、氏名、納入金額、但し書き、学童保育事業者名及びその事業者の領収印があるもののみが有効になりますのでご注意ください。

第 年 月 日 号

様

福井市長 印

福井市学童保育利用者利用料助成承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のあった利用料助成については、福井市学童保育利用支援事業実施要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

フリガナ		生年月日	
児童の氏名 （利用者）			
通学している 小学校名	小学校	学 年	学 年
利用している 学童保育名			
承認・不承認	承認・不承認		
承認事由 または 不承認理由			

※ 世帯状況や助成の承認事由が変更した場合は、福井市学童保育利用者利用料助成事由変更届出書を提出してください。また、助成要件に該当しなくなった場合には、速やかに福井市学童保育利用者利用料助成承認取消申出書を提出してください。

福井市学童保育利用者利用料助成事由変更届出書

年 月 日

福井市長 あて

住 所
届出者
(保護者) 氏 名
連絡先

承認に係る事由に変更が生じたので、福井市学童保育利用支援事業実施要綱第 7 条の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ		生年月日	
児童の氏名 (利用者)			
通学している 小学校名	小学校	学 年	学年
利用している 学童保育名			
現在の承認に 係る事由			
承認に係る事 由に変更が生 じた理由			

福井市学童保育利用者利用料助成承認取消申出書

年 月 日

福井市長 あて

住 所
申出者
(保護者) 氏 名
連絡先

承認助成対象者が受けた承認について、福井市学童保育利用支援事業実施要綱第 8 条の規定により、次のとおり申し出ます。

フリガナ			生年月日	
児童の氏名 (利用者)				
通学している 小学校名	小学校	学年	学年	
利用している 学童保育名				
現在の承認に 係る事由				
申出の理由				

様

福井市長

印

福井市学童保育利用者利用料助成承認取消通知書

次の承認助成対象者について、その承認を取り消すこととしたので、福井市学童保育利用支援事業実施要綱第 9 条第 2 項の規定により、通知します。

フリガナ		生年月日	
児童の氏名 (利用者)			
通学している 小学校名	小学校	学年	学年
利用している 学童保育名			
承認を取り消 すこととした 理由			